

～貨物軽自動車運送事業を新たに始めるには～

必要書類を準備する

①貨物軽自動車運送事業経営届出書

様式はこちらから▼

<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000165684.xlsx>

②運賃料金設定届出書

様式はこちらから▼

<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000165685.xlsx>

③運賃料金表(見本を参考にご自身で作成ください)

④事業用自動車等連絡書

様式はこちらから▼

<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000275883.xlsx>

⑤使用しようとする自動車の車検証の写し、または原本

必要書類を持って、営業所を管轄する県の運輸支局 輸送部門(8時30分～12時、13時～16時)へ行き、届出を行い、事業用自動車等連絡書の交付を受ける。(郵送可：郵送の際は切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください)

乗用車、軽バン等：軽4輪		バイク等：軽2輪、小型2輪	
軽自動車検査協会 での 手続	連絡書の発行を受けた後は、使用の本拠地(営業所)を管轄する軽自動車検査協会にて車検証、ナンバープレート等の変更手続きになります。その際に必要な書類等は、そちらにお問い合わせください。連絡書(原本)は必ず必要となります。受付時間は8時45分～11時45分、13時～16時です。	運輸支局登録部門 での 手続	連絡書の発行を受けた後は、使用の本拠地(営業所)を管轄する運輸支局の登録部門にて車検証、ナンバープレート等の変更手続きになります。その際に必要な書類等は、そちらにお問い合わせください。連絡書(原本)は必ず必要となります。受付時間は8時45分～11時45分、13時～16時です。

上記に加え、新規届け提出後、事業開始までに貨物軽自動車安全管理者を選任し、運輸支局保安部門へ届出が必要です。

詳細はこちらから▼

<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/gian/anzenkanrisya.html>

各種お問い合わせ先については、次ページをご覧ください。

軽自動車検査協会(乗用車、軽トラック、軽バン等：軽4輪はこちら)
<https://www.keikenkyo.or.jp/>

広島主管事務所(広島ナンバー) 広島県広島市西区観音新町4-13-13-4
TEL: 050-3816-3080

広島主管事務所福山支所(福山ナンバー) 広島県福山市南今津町41番地
TEL: 050-3816-3081 ・広島運輸支局で連絡書発行後、福山支所にて手続きとなります。

岡山事務所(岡山ナンバー) 岡山県岡山市北区久米177番3
TEL: 050-3816-3084 (岡山運輸支局には併設されておられません。)

山口事務所(山口ナンバー) 山口県山口市葵1丁目5番57号
TEL: 050-3816-3085

島根事務所(島根ナンバー) 島根県松江市馬潟町字帰り木68番1
TEL: 050-3816-3083

鳥取事務所(鳥取ナンバー) 鳥取県鳥取市安長77番1
TEL: 050-3816-3082 (鳥取運輸支局には併設されておられません)

運輸支局登録部門(バイク：軽2輪、小型2輪はこちら)

広島運輸支局(広島ナンバー) 広島県広島市西区観音新町4-13-13-2
TEL: 050-5540-2068

福山自動車検査登録事務所(福山ナンバー) 広島県福山市南今津町44
TEL: 050-5540-2069

岡山運輸支局(岡山ナンバー) 岡山県岡山市北区富吉5301-5
TEL: 050-5540-2072

山口運輸支局(山口ナンバー) 山口県山口市宝町1-8
TEL: 050-5540-2073

島根運輸支局(島根ナンバー) 島根県松江市馬潟町43-3
TEL: 050-5540-2071

鳥取運輸支局(鳥取ナンバー) 鳥取県鳥取市丸山町224
TEL: 050-5540-2070